

議第 34 号

下呂市基金条例の一部を改正する条例について

下呂市基金条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成 31 年 2 月 25 日提出

下呂市長 服 部 秀 洋

提 案 理 由

今後必要な経費の財源に充てるため下呂市災害対策基金、下呂市庁舎等整備基金及び下呂市森を育て活かす基金を創設するとともに、下呂市地域福祉基金の活用目的を拡充するため、当該条例の一部を改正するもの。

下呂市基金条例の一部を改正する条例

下呂市基金条例（平成16年下呂市条例第56号）の一部を次のように改正する。

改 正 後			改 正 前		
(設置)			(設置)		
第3条 積立基金として設置する基金の名称、設置の目的及び積立額は、次のとおりとする。			第3条 積立基金として設置する基金の名称、設置の目的及び積立額は、次のとおりとする。		
基金の名称	設置の目的	積立額	基金の名称	設置の目的	積立額
(1)～(11) (略)			(1)～(11) (略)		
(12) 下呂市地域福祉基金	<u>福祉施策の推進に必要な経費の財源に充てるため</u>	市長が定める額	(12) 下呂市地域福祉基金	<u>地域福祉を充実、社会福祉の基盤整備に充てるため</u>	市長が定める額
(13)～(23) (略)			(13)～(23) (略)		
(24) 下呂市子育て応援基金	下呂市内の中学生学校給食費の負担軽減の財源に充てるため	市長が定める額	(24) 下呂市子育て応援基金	下呂市内の中学生学校給食費の負担軽減の財源に充てるため	市長が定める額
(25) 下呂市災害対策基金	<u>災害の予防、応急対策、復旧等の財源に充てるため</u>	市長が定める額	(25) 下呂市災害対策基金	<u>災害の予防、応急対策、復旧等の財源に充てるため</u>	市長が定める額
(26) 下呂市庁舎等整備基金	<u>市役所庁舎等の整備の財源に充てるため</u>	市長が定める額	(26) 下呂市庁舎等整備基金	<u>市役所庁舎等の整備の財源に充てるため</u>	市長が定める額
(27) 下呂市森を育て活かす基金	<u>森林環境の保全を目的とした森林整備、人材育成と担い手確保及び木材利用の促進と普及啓発に必要な経費の財源に充てるため</u>	市長が定める額	(27) 下呂市森を育て活かす基金	<u>森林環境の保全を目的とした森林整備、人材育成と担い手確保及び木材利用の促進と普及啓発に必要な経費の財源に充てるため</u>	市長が定める額
2 (略)			2 (略)		

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

【参考資料】

下呂市基金条例の一部を改正する条例要綱

1. 改正理由

今後必要な経費の財源に充てるため下呂市災害対策基金、下呂市庁舎等整備基金及び下呂市森を育て活かす基金を創設するとともに、下呂市地域福祉基金の活用目的を拡充するため、当該条例の一部を改正するものです。

2. 概要

(1) 基金の設置目的の改正

下呂市地域福祉基金の設置目的を改め、基金の活用範囲を広めます。

(第3条関係)

(2) 基金の創設

積立基金に、下呂市災害対策基金、下呂市庁舎等整備基金及び下呂市森を育て活かす基金を追加します。

(第3条関係)

(3) この条例は、平成31年4月1日から施行します。

(附則関係)